

No.	質問	回答
1	参加資格が認められた後に開示される「既設照明・提案LED照明リスト及び省エネ試算表(様式第7)」とあわせて必要であれば建物図面等の開示も可能でしょうか。	提案書作成時については、「既設照明・提案LED照明リスト及び省エネ試算表(様式第7)」を基準に作成していただきますので、建物図面等の開示は行いません。優先交渉権者になった場合は、現地詳細調査等を行う際に必要に応じてお渡します。
2	照明器具交換工事の際にPCBが見つかった場合は津島市の指示する方法・場所へPCBを移動することとし、最終的な処理は津島市の負担により定められた方法で処理するとの認識でよろしいですか。	現時点ではPCBがない想定で進めていますが、万が一PCBが見つかった場合は発注者へ報告を行い、津島市の負担により処理します。
3	提案書について 企画提案書作成方法を参考に、この内容を網羅したうえで、A3サイズ片面5枚以内に納めることでよろしいでしょうか	そのとおりです。
4	10.企画提案書等作成方法のリース費内訳明細書(製品代及び施工費の内訳明細付)を記載する専用の様式はありますか。	ありません。任意の様式で作成してください。
5	10.企画提案書等作成方法の機器仕様明細書を記載する専用の様式はありますか。	ありません。任意の様式で作成してください。
6	第1回目のリース料の支払いはいつですか。	第1回目は、令和6年4月末日にご請求いただき、担当課が請求書を受領後30日以内に支払うものとします。
7	維持管理に関してリース契約に付帯する動産総合保険では地震などの天災で照明器具が破損した場合の修理費等は保険金で賄うことが出来ません。原則として天災による被害の修繕等は津島市の負担であるとの認識でよろしいですか。	ご質問通りの認識で構いません。

No.	質問	回答
8	<p>賃貸借期間中に津島市の都合により器具の移設等が発生した場合の移設費用等は津島市の負担であるとの認識でよろしいでしょうか。また、移設を原因とした器具の不具合の修繕等も津島市の負担であるとの認識でよろしいですか。</p>	<p>ご質問通りの認識で構いません。</p>
9	<p>賃貸借期間終了後、無償譲渡の条件ですのでリース会社に固定資産税の負担はないとの認識でよろしいですか。また、無償譲渡は現状有姿の状態での引き渡しであるとの認識でよろしいですか。</p>	<p>固定資産税に関しては、津島市税務課へ減免申請書を提出していただく必要がありますが、ご質問の認識通りです。無償譲渡は現状有姿の状態での引き渡しであるとの認識で構いません。</p>
10	<p>契約不適合責任についての実務としては工事会社等の責任により解決を図るものとし、リース会社は物件の品質等の不適合については責任を負わないとの理解でよろしいですか。</p>	<p>契約者は全てに責任を負い、各構成員は役割分担においてリース会社と連帯で責任を負います。</p>
11	<p>既設照明・提案LED照明リスト及び省エネ試算表(様式第7)について 参加資格が認められた事業者に対して照明一覧表を送付するとのことですが、その資料には、灯具種別、灯具数等、見積に必要となる内容が記載されておりますでしょうか。</p>	<p>既設照明・提案LED照明リスト及び省エネ試算表(様式第7)に記載されています。</p>
12	<p>LED照明設置台数について 設置するLED照明機器の台数は、既設照明と同位置、同台数が前提ということでしょうか。</p>	<p>設置するLED照明機器の台数は、既設照明と同位置、同台数を前提とします。台数を減らすことは、提案時には認めません。</p>